

青森県における「地球温暖化対策」推進のための連携・協働に関する協定書

青森県（以下、「甲」という。）と株式会社青森銀行、株式会社みちのく銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫及び青森県信用組合（以下、総称して「乙」という。）とは、相互に連携・協働して青森県における地球温暖化対策を推進していくことについて、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、甲が策定した「青森県地球温暖化対策推進計画」に掲げられた「あおり環境金融プロジェクト」を推進するため、甲及び乙が連携・協働して取り組むべき事項を定めることを目的とする。

（連携・協働事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携・協働して取り組むものとする。

- (1) 低炭素化施策に係る情報共有に関すること
- (2) 低炭素社会づくりに寄与する金融サポートに関すること
- (3) 環境金融商品の普及拡大に向けた情報発信に関すること
- (4) 低炭素化施策の推進に向けた普及・啓発活動に関すること
- (5) その他低炭素社会づくりに向けた連携・協働に関すること

2 前項の規定による取組については、甲乙協議の上、実施するものとする。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の申出がない場合は、これを1年間延長するものとし、以後その例による。

(協議事項)

第4条 この協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書を6通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月4日

甲 青 森 県 知 事

三村申吾

乙 株式会社青森銀行取締役頭取

沼谷 哲

株式会社みちのく銀行取締役頭取

杉本康雄

青い森信用金庫理事長

川野 隆

東奥信用金庫理事長

阿保 篤

青森県信用組合理事長

森山哲夫